

# 「助郷一揆について」

― 四日市宿の場合 ―

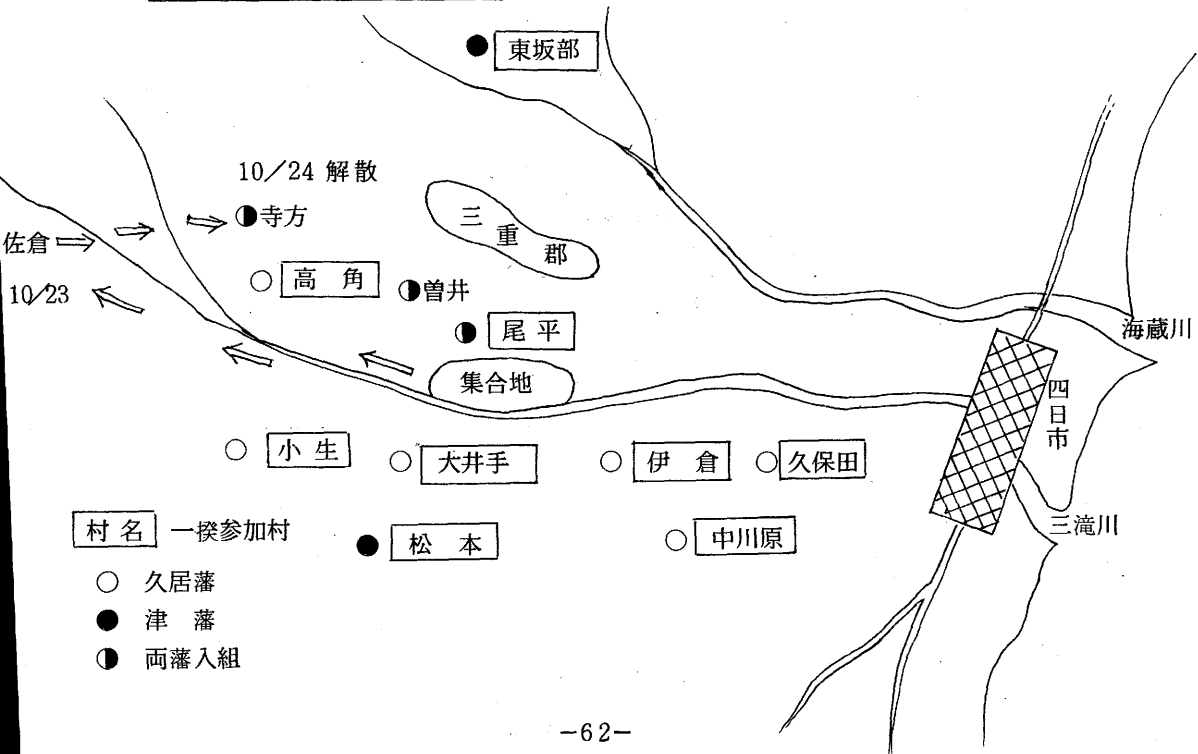
日本近世史部会 宇田 悦子

## はじめに

江戸時代末期の慶応元年（一八六五）、和宮降嫁、將軍家茂の上洛に伴い交通量が激増していた東海道。その一宿である四日市宿の助郷村で一揆が起こった。賃銭の受け渡しに関する誤りから助郷総代である佐倉村の庄屋が襲われたのである。

場所は、図に示すように三重郡の三滝川に沿った所で、ここは津藩・久居藩・長嶋藩などの藩同志の入組地や天領と諸藩との入組地が存在する複雑な支配地域である。そのうえ助郷村ということで人馬継立などの助郷役に関しては、直接幕府の支配下にある。幕府が大きく揺れ出した幕末期に、天領四日市宿の助郷村で起こった事件ということで非常に関心があった。そこで、三重郡一五ヶ村、さらに河曲郡六ヶ村を支配地とする大庄屋服部家の文書をもとに、どのような事件が起こったのか調べてみたいと思う。

四日市宿の助郷一揆進路予想図



## 一、近世の宿駅と助郷

始めに近世の陸上交通の様子についてみてみたい。

江戸時代、陸上交通の基本である宿駅制度は、幕府の成立によって五街道をはじめ全国の主要街道は、直接に、間接に幕府の支配下におかれ、統一的な制度が確立される。特に一つの宿駅は一つの村に設置されている場合が多かったため、大名と幕府の二重支配を受けていた。それは宿駅村が、村としての機能と交通運輸に関する宿駅の機能とを合わせ持っていたということである。宿駅村の地方は大名の支配であり、宿駅機能は幕府道中奉行の管轄下におかれていた。これは、大名領主権の一部を奪うことによって近世の陸上交通の展開があったということである。

宿駅は、公用通行の貨客に対する人馬提供による輸送（人馬継立）が第一の任務であった。そのため大名領地に宿駅村があっても伝馬役の賦課や地子免除などは幕府権力が行い、それによって大名の江戸参勤、および流通の発展を可能にしたのである。この人馬継立は通行の種類によって三つに分けられる。

① 将軍の伝馬朱印および老中・京都所司代・大坂町奉行・大坂城代・駿府町奉行・駿府城代などの発行する証文による無賃伝馬

② 本来、全ての旅客に適用されるべき賃金の意でありながら、一般より低廉で公用通行者のみに適用されたので、一種の特権となつた御定賃金（公定賃金）による賃伝馬

③ 人馬使用者と駄賃稼ぎの者とが相対で賃金をきめる駄賃馬

これら三種類の内①②のような特権通行が増大すれば当然ながら宿財政を圧迫する。従つてそれを補うものとして③の相対賃金が存在し、宿の主要収入源となつていた。そして、年代の下降とともに、通行量が増大すると、宿駅側は①②のような特権通行を多く助郷村に回すことで負担の軽減をはかる一方、宿の主要収入源である相対賃金の稼ぎを独占しようとした。これは、近世後期、絶えまなく起こつた宿駅と助郷村との紛争の背後にあつた一つの問題である。

ところで、助郷村は通行量の増大にともない宿の常備人馬で継送するのが困難になつたために、補助的に人馬を提供するように幕府から指定された宿駅近傍の村のことである。助郷役は、御料、私領の如何をとわず、村の助郷勤高にに応じて、しかも個々の領主の支配をこえて村の責任で提供する義務をもつ強制的な夫役である。しかし、全く一方的な労力提供ではなく、ほんのわずかではあるがその代償として一定の賃金が支給されることになつている。

助郷には、助郷役の負担方法および形態、宿との距離の遠近などから、定助郷・大助郷・増助郷・加助郷・当分助郷などの種類がある。

（四日市宿の助郷村は、ほとんどが定助郷と大助郷であつた。）このように様々な呼称の助郷がみられたということは、助郷村の拡張の反映にほかならない。そして、当初は力役賦課であつた助郷役も、課徴範囲が拡大されることによって、遠距離地方のものは事実上、出役不可能となり、次第に金銭をもって代納するところが増えていったので

ある。

この助郷村と宿駅とを結ぶ役割をはたしたのが問屋である。問屋は宿駅内において、宿駅および助郷村の人馬を采配し、公私の人馬継立や休泊に関する一切の職務を管掌していた。さらに問屋は、幕府の勘定奉行・代官の系列下にあつて、幕府職制の整備や地方支配機構の確立、駅制の推移に伴い、公的性格を強め役人としての地位を確立していったのである。

以上のように「親子同様之間柄」と言われた宿駅と助郷の関係も、年代の下降に伴い交通量が増加すると紛争は避けられないものとなつていったのである。

## 二、事件の展開

この事件は、四日市宿の助郷村で起こつた。一揆に参加した村は、表に示した九ヶ村である。

人足たちの取り調べに当たつた服部庄右衛門の報告書と人足たちの口上書をもとに、事件の経過をみてみたい。

事件は、慶応元年十月二三日夜に起こつた。昨年春の將軍家茂の上洛に伴う五倍賃金が、助郷総代で佐倉村庄屋の佐野佐吉郎より、一度人足たちに割り付けられた。ところが、それは間違ひだつたと再び佐吉郎が取り戻してしまつたのである。そのため、人足たちは疑惑を抱き、才判人たちが訳を説明しても納得しない。そこで二二日に大井手村東店へ村々の才判人たちが集まり、人足たちが納得しないので、佐吉郎宅へ五倍賃金をお下げ渡しになるように、かけ合

いに行こうということになった。

翌二三日に、村々の才判人、人足総代が集まり、佐吉郎宅へお願いに行こうとしていた所、夕方になつて尾平村川原へ村々人足たちが弁当を持って多人数集まり、そのうち佐倉村へ向ひ出したということを知り、才判人たちが鎮めに行つた、が鎮まらない。そこで、才判人たちは、先回りして佐倉村の才判人十兵衛方へ様子を告げに行き、さらに十兵衛は佐吉郎へ知らせた。知らせを受けた佐吉郎は、才判人たちを自宅へ呼び寄せ、様子を聞いたところ、才判人たちが言うことには、「御上洛に付、下さることになつて五倍賃を人足賃に加えて渡していただくそうだが、どうしても人足たちが五倍賃をいただきたいと言つて納まらない。なんとかお下げ渡しいただきたい。」

一 揆 参 加 村

久居藩	久保田 (二五二石) 伊倉 (二九七石)
津藩	中川原 (三七〇石) 大井手 (二三〇石) 小生 (八〇石) 高角 (一三四石)
久居藩 入組	尾平 (五二〇石)
津藩	松本 (五〇九石) 東坂部 (四八九石)

( ) 内は文政六年 (一八二二) に

おける助郷高である

ということであった。それに対して佐吉郎は、「御役所へ五倍賃を納めたことに間違いはない。しかし、一度誤って私が渡してしまい、再び取り戻したことは、人足たちが疑ってもしかたがない。ここで明らかにすることはできないので、三・四日の内に支配大庄屋から書き付によって詳しく知らせていただき、五倍賃もお渡し下さるよう、できるだけお願いしてみる。」

と答えた。そこで才判人たちは、人足たちのところへ行って事情を説明したが、人足たちは少しでも賃銭を受けとるまでは帰らないと言うので、再び才判人たちは佐吉郎に頼んだ。そして、佐吉郎が騒ぎを鎮めるために立て替払いをすることで話は決まり、再び人足たちの所へ才判人たちは引きとった。ところが、それを聞いた人足たちは、やはり佐吉郎が御役所へ納めたというのはうそで、自分で持っていたのだと騒ぎ出し、佐吉郎宅を襲い乱暴したのであった。

そして、翌二四日の明け方ごろには、人足たちは佐倉村を出て、寺方山へ引きあげた。この時、すでに人足たちの数は始めの半分にになっていた。

庄屋年寄たちの多くは、二四日の朝にこの事件を知ったのであった。そして、急いで行ってみると、人足たちはすでに寺方山に移動していた。庄屋たちが願いを聞いたところ、

#### 一、五倍賃銭の割り渡し

一、問屋場賃銭を以前のように、その度に直接もらいたいこと

一、助郷出人足の平均不足賃米のこと

の三つをあげた。そして、これら全てを庄屋たちは聞き入れ、退去するように言うと、人足たちはこの事件がかたづくまでは、助郷人足に出ないこと、また昨夜佐吉郎宅へ行った時、鉄砲の音がしたので、命にかかわることだと思って乱暴したということを知っておいてもらいたいと言い、一同手を打って解散した。

#### 三、一揆の原因

人足たちが言うことには、助郷総代の佐野佐吉郎宅に押しかけたのは、一度割り付けのあった五倍賃銭を増賃があるからと言って、佐吉郎が取り戻したからだと言う。そこで、襲われた佐吉郎の口述書を見ると、「(前略)私申二者、右者此方も不恙二而、右五倍賃取計行方、御下知無之二、当五月、村々江割付相渡候処、六月下旬、五倍賃之義、当年格別之御増賃も可被下儀ニ付、右者御役所江可差上旨、御達ニ相成候ニ付、当益前、差引ニ而取戻事ニ候(後略)」となつている。

助郷総代である佐吉郎が、御役所(問屋場)からの下知がないうちに、五倍賃銭を割り付けてしまった。これは、前年にも五倍賃銭が人足たちに支払われており、佐吉郎は今年も同様だと思つて、下知のないうちに割り付けてしまったのである。ところが、その後今年は格別の増賃があるので一度役所へ差し戻せということになった。そこで困った佐吉郎は、一度割り付けた五倍賃銭を再び取り戻したのである。

人足たちが、それに対して疑惑を抱いたのは当然である。一担割り付

けておきながら取り戻し、しかもその理由が増賃のためだと言え、不思議に思うのもしかたがない。増賃があるのならば、それだけを割り付ければ済むことではないか。佐吉郎自身も認めているように、この五倍賃金の受け渡しに関する手違いが、人足たちに一揆を起させた直接の原因である。

しかし、その他佐吉郎の口述書に、「才判人申二者、何を申も、御他領とハ御領分の割少く、夫故、彼是人足之者共申立つ事との事ニ付、五倍賃割御他領と違比之訳者、一昨亥年分、金子宿方より里不受取分も別二かり入、亥年分相渡、昨子年之分二而者、一昨年分を引去り、昨年之分而人馬引分ケ、馬之分相除き候而、人足勤高二割合申候故」とあるように、理由はともかく、実際人足たちが手にする賃金が他領よりも少なかった。そのため、人足たちの間には佐吉郎に対して疑惑を抱いていた者、不満を持っていた者が少なからずいたはずである。

またこの時期、交通量の増大に伴い助郷の負担が非常に苦しかったこと、そして通常の賃金の受け渡し方法や助郷に出過ぎの村と出不足の村に関する問題、さらに、この三重郡は藩同志の入組地や天領のある複雑な支配地域であったこと（尾平村のように津藩と久居藩といった本支関係の入組地がほとんどではあるが、それでもやはり、一つの村の支配を二藩で行っていたのであるから問題も多かったと考えられる。）などが、この一揆の背後にあり、五倍賃金の受け渡しに関する手違いを契機に爆発したのである。

#### 四、五倍賃金

この一揆の原因となった五倍賃金というのはどのようなものであったのか。服部庄右衛門と同様、取り調べに当たった伊藤七右衛門の書状に、

「御上洛之節、公儀ヨリ宿助郷江被下ニ相成候五倍賃」とあるように、五倍賃金は將軍家茂の上洛の際、人馬徴発のために幕府が行った優遇策であった。この五倍賃金の配分については、次に示す通りである。

〔「三重史学」十六号仲見秀雄「四日市宿の助郷一揆」より引用〕この銀八貫六九匁六分全てが、人足たちに割り付けられたわけではない。しかし、負担の大きい公用通行において支給された大切な賃金であったことにはかわりない。

將軍の上洛と言えば大通行である。文久三年（一八六三）家茂上洛において、四日市宿における様子を次に示すと

一、同勢 五千六百十五人 馬百四十疋

一、二月四・五両日先発向々 長持八十五疋

単筒十荷 其他四荷

此人足凡六百八人

一、六月より諸役向方に要せし人馬

人足計凡三千六百八人 馬凡九百四十一疋

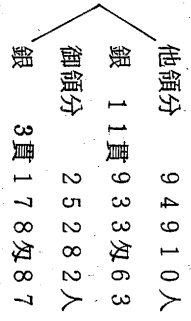
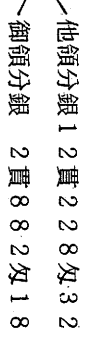
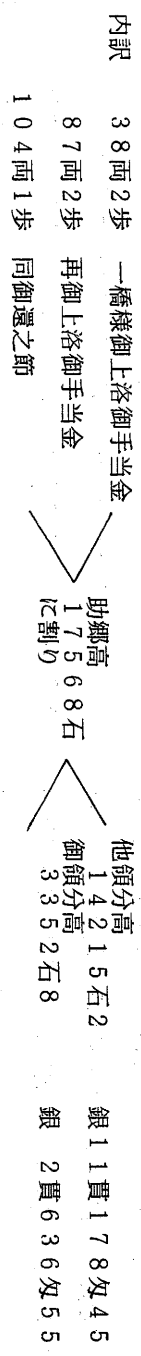
一、將軍通行に付差立人馬駕籠総計

元治元年（1864）四月宿助郷御手当金五倍實配分表

（『三重史学』16号 仲見秀雄「四日市宿の助郷一揆」より）

○御手当金合計 230両1歩

（銀 13貫815匁）



御領分支給高 合計 銀 8貫699匁6分

一、人足 九千四百二人一分 内賃人足 二百七十五人二分

一、馬 八百疋 内賃馬 四十九疋

一、宿駕籠 四百八十八挺 此人足 九百七十七人

内無賃 五百七十七人 有賃四百人

である。一万人に近い人足と八百疋もの馬が四日市宿一宿において準備されなければならなかったわけで、この数字を見れば、上洛に伴う宿助郷の負担の重さがわかる。おそらくこれだけの人馬を全て整えるということとは、むずかしかったはずである。事実、幕末期には、助郷人足の遅不参の問題が深刻化している。従って、公用通行において、五倍賃銭やお手当金といった優遇策は必要だったのである。逆に言えば、それだけ交通の面においても、この時期多くの矛盾と問題を幕府が、かかえていたと考えられる。

### 五、三つの要求

この一揆において、寺方山に集まった助郷人足たちが出した要求は次の三つであった。

一、昨年の五倍賃銭を一度割り付けておきながら、再び増賃があるからと言って取り戻しになったが、それを割り付けること。

一、以前、賃銭は問屋場から直接、村々の才判人へ渡されていたが、近頃は通行が多くなつたため、問屋場から一ヶ月分または二ヶ月分をまとめて、自他領年番へ渡されている。これを以前の通りに、その度に問屋場より直接村々の才判人へ渡すこと。

一、助郷出人足高は、毎年新年の内に自他領庄屋たちが集まって相

談し、一ヶ年分をまとめて自他領平均し、勤不足の村から賃金を受け取り、勤過ぎの村へ配当することになっている。しかし、これでは年によって差が生じるので困る。例えば、昨年は一人に付、三兩七分五厘にしたところ、出過ぎの村々が賃銭が安くて迷惑した。そこで、今年は一人に付、米三升づつに決めたところ、米価が高値になったため出不足の村の負担が多くなり困っている。だから、今までのやり方をやめて、出不足の村々は、出過ぎの村々より人夫を借り受けたことにして、年々差し引くこと。

そしてこれら三つの要求は、取り鎮めのためにやってきた庄屋たちによって、もめることなく、すぐに承認されたのである。

一般に、幕末期における宿問屋と助郷村との紛争の背景には、以前述べたように、宿駅側が公用通行の無賃人馬や御定賃人馬を多く助郷村に回し、自らは私用通行者の相對駄賃人馬の稼ぎを独占しようとする動きがあった。しかし、この一揆に関しては、要求の内容を見ると、五倍賃銭の支払い、人足賃の支払い方法、出人足の過不足の精算法、といった事務的な問題ばかりであり、問屋と助郷村との利益に関する根本的な対立は、含んでいなかったと思われる。

はたして、三つの要求について、すぐに実行されたかどうかは、わからない。だが、取り調べに当たった服部庄右衛門の報告書に、「申立候ヶ條、何連も取上ヶ可申程之ヶ條ニ無之」

とあるように、それ程、彼らはこの要求を真険に受けとめていなかった

たようである。また、要求を出した人足たちも、始めからこの三つの要求を掲げて、佐吉郎宅を襲ったわけではなく、一番の五倍賃錢を受け取ることが目的であったわけである。従って、五倍賃錢はその後、人足たちに支払われたであろうが、その他の二つの要求は、おそらく実行されなかったと考える。

## 六、信楽代官手代からの書状

第一回目の取り調べの最中、四日市宿を納めている近江国信楽代官多羅尾主税手代本庄市三郎より、十月二十九日付で

寺方村御出役先

藤堂和泉守様

御役人中様

と書かれた書状が届いた。この手紙の内容は、「一揆を起こした人足たちが、助郷に出ないため困っている。今日、二十九日までは他村からなんとか融通していたが、明日、三十日からは諸家の通行があらって交通量が増えるので、できるだけ早く人足たちが助郷に出られるようにしていただきたい。また、十月限りを以って、一ヶ年分の助郷に関する過不足の差し引き勘定を行い、十一月一日からは来年になる。従って、この大切な時期に、人足たちがいないというのは都合が悪いので、なんとかよろしくお取り計らい下さるよう。』というものであった。一揆に関係した人足たちが助郷に出ないため、

近くの助郷村や四日市宿はもちろん、石薬師宿や庄野宿にまで影響が出てしまったのである。そこで、取り調べを行っている藩側に対して、幕府側の代官手代が手紙を送ったのである。

また、この内容によれば、十一月一日から翌年の十月三十一日までの一ヶ年でもって、助郷に関する過不足の精算を行っていたことがわかる。しかし、その方法や内容についてまではわからない。

その他、この手紙の中には、「平年連も、助郷村之出入足、触当候より里ハ、遅不参多候、(中略)庄野宿之儀ハ、同宿助郷御領分、河曲郡玉垣村外二ヶ村、出人馬之分、右佐吉郎取計方不宜趣を以、近来遅不参ハ多し候趣、石薬師宿、坂下宿之儀者、差向差支之筋、不相聞候得共……」とあり、四日市宿を始めとする、この地方の宿駅における助郷人足の遅不参が多かったことがわかる。さらに、手紙の最後には、「御領分助郷村之宿方ヨリ、触当次第、遅不参なく人馬差出候様、嚴重御申渡可被成候」とあって、助郷人足の遅不参が非常に目立ち、困っていた様子がうかがえる。

## 七、事件の全体像

一揆の起こった後、翌二四日には庄屋たちが寺方山へ駆けつけ、人足たちの要求を聞き入れた後、解散させた。翌二五日には、森本甚大夫御組方三人が、二六日には、御代官山岡幡之進が取り調べのため、寺方村御役所へ到着、その日から第一回目の取り調べが行わ



れた。そして、十一月二日には、第一回目の取り調べを終え、山岡幡之進らは、尾平村才判人久次郎を始めとする八人を召し連れ、津へ引きあげていった。

その後、第二回目の取り調べは、十一月十三日、山岡幡之進を始め、御組小頭森本儀右衛門、御組松林常吉、下村惣八、服部庄右衛門、吟味役森田源七、原十次郎、川北朝之助、古川直左衛門、十四日、赤塚喜十郎の到着後再開され、十一月二二日で、この文書の記録は終わっている。取り調べを受けた人数は、全部でおよそ九ヶ村三百人余で、人数が多いため取り調べは難儀したようである。

ところで、一回目の取り調べの後、なぜ八人だけ津へ連行されたのか。おそらく、彼ら八人は才判人であったと思われる。才判人は、各村で人馬を集め、問屋場から賃銭を受け取り、人足たちに割り付けたりする人足たちの代表者である。そして、この一揆においては、彼ら才判人が人足たちの要求を佐吉郎に相談に行っており、助郷総代の下で人足たちをまとめる役割をはたしている。従って、彼らはこの一揆の事情をよく知っているということで、人足側の代表として詳しく調べるために津へ連行されたのであろう。

その他、取り調べを受けた者たちを見てみると、尾平村、東坂部村の者たちの名前が、他の七ヶ村よりも非常に多いことに気づく。また、地図を見ると、この二ヶ村は、三滝川をはさんで他の村とは反対側に位置し、しかも佐倉村からかなりの距離がある。このことから、この二ヶ村の人足たちが中心となって尾平村の川原に集ま

り、佐吉郎宅へ押しかけたものと思われる。

佐吉郎の口述書の中に「御役所」という言葉がある。佐吉郎が五倍賃銭を取り戻し、納めた所であるが、これはたぶん、問屋場のことだと思われる。この時代、問屋というものは、次第に公的品格を強め、役人としての地位を確立し、それに伴い、問屋場は宿駅における役所として存在した。また、宿駅や助郷村の交通運輸に関する機能は、始めに述べたように、直接幕府権力が握っていたので、賃銭の受け渡しの問題に関して、藩の役所が介入するということは、ありえない。直接幕府の支配をうける問屋場であったからこそ、賃銭のことについて、佐吉郎に指示できたのである。

この一揆において、服部庄右衛門の報告書にも、「今以、発頭之者も相分り不申、夫々取調候上、人別口上書をハ可申上候、(中略)軽重相考、七、八人御引上ケニ相成申、何連今一応出役臣細取調可申と、心得ニ御座候」とあるように、だれが主謀者であったのか、わからない。しかし、逆に言えば、この事件は主謀者がいる様な、組織的な、計画的な、一揆ではなく、突発的な事件だったということである。普通、組織立った、計画的な、一揆ならば、同じ様な条件にある村が参加しないというのは、不自然である。それなのに、この一揆では、同じ助郷村で尾平村や高角村に近い、曾井村、寺方村は参加していない。そのうえ、佐吉郎宅を襲った人足たちは、武器を持っていなかったようで、佐吉郎宅の家具や建具を破壊しただけで、負傷者を出していない。

以上の点から、この事件は、前々から佐吉郎に対して疑惑を抱いていた人足たちが、五倍賃銭のことで、佐吉郎宅へかけ合いに行った。ところが、話がまとまらず、長引いたために、談合が終わるのを待ちきれず、宅内になだれ込んでしまったために起こった騒動であつたと考える。

あとがき

初めての古文書解説ということで、なかなか思うように進みませんでした。特に、一揆の起こった三重郡の村々についての記述は、史料の収集不足、勉強不足のため、まだ十分ではないので、これらの研究課題にしていきたいと思っております。

なお、「三重史学」で、この四日市宿の助郷一揆について書かれた仲見秀雄先生には、いろいろとお世話になり、心から感謝いたします。

### 参考史料

- (1) 無表紙の覚帳一冊 慶応元年十月二十五日〜十一月二二日
- (2) 上 口上書 各村人別調書 計十一冊

内訳 尾平村四、中川原村二、高角村、松本村、伊倉村、大井手村

### 参考文献

- (1) 『三重史学』十六号  
仲見秀雄「四日市宿の助郷一揆」
- (2) 『四日市市史』
- (3) 『伊勢久居藩史（藤影記）』
- (4) 『勢陽五鈴遺響 1』
- (5) 『岩波講座 日本の歴史 近世2』  
渡辺信夫「街道と水運」
- (6) 『体系日本史叢書 交通史』豊田 武  
児玉幸多
- (7) 『近世宿駅制度の研究』 児玉幸多
- (8) 『歴史公論15 江戸時代の交通と旅』

（筆者は三十一期生）